森林環境譲与税の活用に向けた基本方針 ~当面5年間(R6~R10)の考え方~

津別町

本町の森林面積は 61,358 ヘクタールで、総面積の 86%を占めており、その内町有林は 1,391 ヘクタール、町有林を除く一般民有林(私有林等)は 7,537 ヘクタールあります。 本町では、森林の有する多面的機能の持続的な発揮に向けて、これまで国や道の森林整備 事業や寄付金を活用した町単独事業などにより森林の整備を進めてきました。しかしながら、相続等による世代交代や採算性の悪化による経営意欲の低下などから整備が行き届かない森林の増加が懸念されます。

以上のことから、本町では、国から譲与される森林環境譲与税を有効に活用して、次の方針に基づき、適切な森林の整備やその促進につながる取組を計画的かつ効果的に進めます。

1 森林整備の推進

本町の私有林等では、森林経営計画を作成し、所有者自らが整備を進めている森林は約8割占めており、計画的な森林の整備が進められています。このため、一部の整備が行き届かない森林の所有者に対しては、町や意欲と能力のある林業経営者などに森林の経営・管理を委ねるよう働きかけるとともに、経営計画を作成している森林については、森林環境譲与税を活用して森林の整備を一層推進し、地球温暖化や山地災害の防止に貢献する森林整備を推進します。

2 人材育成・担い手確保

町内で森林整備事業等を実施し、北海道林業事業体登録制度に登録している事業者は10 社ありますが、就業者の高齢化が進むとともに、新規就業者の確保が難しい状況にありま す。このため、地域の関係者等と連携を図りながら、新規就業者の確保や通年雇用化の促 進、就業環境の改善、安全対策の向上など、林業就業者の安定確保に向けた取組を進めま す。

3 木材利用の促進

町内のカラマツ等の人工林資源は利用期を迎えている中、町内には現在 13 社の木材加工業が稼働しており、板材や合板、木工製品、チップなど多岐にわたる製品を製造しております。このため、公共施設等の木造化・木質化や森林認証制度への取り組みを通じ町内産材の付加価値向上を図ります。また、林地未利用材の効率的な集荷を進め、木質バイオマスの利用を促進します。

4 普及啓発

土砂災害の防止や水源涵養、生物多様性の保全など森林の多面的な機能や森林整備の必要性などについて、森林環境教育や植樹活動、木育活動のほか、J-クレジット制度などを活用し理解の促進を図ります。